

重要事項説明書

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百二十三号(以下「障害者総合支援法」と称す)により、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	あわホームホスピス研究会
主たる事務所の所在地	小松島市中田町字千代ヶ原 2 3 番地 4
法人種別	特定非営利活動法人
代表者名	理事長 五反田千代
電話番号	080-6283-1152

障害者総合支援法令に基づき 徳島県知事等から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき障害者総合支援法令に基づき徳島県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
訪問介護ステーション 暖 (3610110680)	居宅介護 重度訪問介護

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問介護ステーション 暖	管理者 岡明美
指定番号	3610110680	
所在地	徳島県徳島市勝占町中須 92-1 大松ジョリカ B101	
電話番号	080-6390-3647	
管理者名	岡 明美	
通常の事業の実施地域	小松島市、徳島市（国府町、鮎喰町、北・南矢三町、北・中・南島田町、応神町、上八万町、入田町、吉野本町、寺島本町の各町全域を除く）	

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	障害者総合支援法令に基づき、居宅介護、重度訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ご利用者様に適正な居宅介護等を提供すること
運営の方針	ご利用者様の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう身体および家事など生活全般にわたる援助を行う。

4 職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
訪問介護員養成研修 1 級課程・介護福祉士・実務者研	3 人以上	常勤 2 名以上、非常勤 2 名以上

修を修了した者		昼勤（午前9時～午後6時）3名以上
---------	--	-------------------

5 営業時間

営業日	月～土（12月29日～1月3日を除く）
営業時間	9時～18時

6 サービスの概要

居宅介護 サービスの種類	サービス内容		単位
身体介護 月回	食事介助	食事の介助を行います	30分まで
	排泄介助	排泄の介助、オムツ交換を行います	256
	入浴介助 清拭	衣類着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）洗髪などを行います	90分まで 403
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のための体位変換や洗顔歯磨き等の日常生活のために必要な身体介助を行います	時間帯により加算あり
家事援助 月回	調理	利用者の食事の用意をします	60分まで
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います	197
	清掃	利用者の居室の清掃や整理整頓を行います	90分まで 275
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物をおこないます。預貯金の引き出し、預け入れは行いません	時間帯により加算あり
居宅介護	特定事業所加算	10.0%（サービス利用料に乗じた額）	
	福祉・介護職員等処遇改善加算	40.2%（サービス利用料に乗じた額）	
重度訪問介護	特定事業所加算	10.0%（サービス利用料に乗じた額）	
	福祉・介護職員等処遇改善加算	40.2%（サービス利用料に乗じた額）	

7 交通費実費

居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費をいただきます。
 計算式→ 実施地域を超えた地点から利用者様宅までの往復距離×60円/km×訪問回数

8 サービス料金と利用者負担額

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額）といいます。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。
 障害福祉受給者証をご確認ください。

- ② サービス利用料金は、事業者が別紙に定めた内容について利用者及び家族に説明します。
- ② サービス提供時間数は、実際に提供に要した時間ではなく、居宅介護計画書等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。
- ③ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業員 2 人で訪問した場合は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。
- ④ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。
- ⑤ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ⑥ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等やむを得ない場合は取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	100%

9 秘密保持と個人情報の保護について

事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が定めた「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

(1) 利用及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③ 事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約締結時に従業員からの誓約事項とします。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ①成年後見制度の支援をします。
- ②苦情解決体制を整備しています。
- ③従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

11 身体拘束廃止

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる処置を講ずる。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業員に周知徹底を図る。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

12 緊急時・事故発生時の対応方法

サービス提供中に、利用者の様態に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医、利用者の家族、利用者が予め指定する連絡先にも連絡を取る等の措置を講じるとともに、管理者に報告し、必要な対応を講じます。

また、事故が発生した場合は、下記連絡先以外に都道府県及び市町村に連絡も行い必要な措置を講じます。

※災害時には訪問できない場合もありますのでご了承をお願い致します。

主治医	氏 名	
	医療機関名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	

緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号 1	
	電話番号 2	

12 苦情申立窓口

サービスの内容及び個人情報の取り扱いについて、苦情、相談がある場合は、下記窓口にご相談ください。

特定非営利活動法人 あわホームホスピス研究会 事業運営法人窓口	ご利用時間 平日 午後4時～6時 ご利用方法 電話 080-6283-1152 場所 徳島県小松島市中田町千代ヶ原 23-4 理事長 五反田 千代
---------------------------------------	--

徳島県保健福祉部障害福祉課 徳島市障害福祉課 小松島市障害福祉課	ご利用時間 平日 午前9時～午後17時 電話088-621-2248 FAX088-621-2241 電話088-621-5171 電話0885-32-2279
徳島県国民健康保険団体	所在地 徳島市川内町平石若松78-1 ご利用時間 平日 午前9時～午後17時 苦情専用ダイヤル ご利用方法 電話 088-621-5171 FAX 088-666-0117

上記の契約書、重要事項説明書を証するため、本書2通を作成し、利用者と事業者が署名捺印の上1通ずつ保有するものとする。

2025 年 月 日

事業所名 特定非営利活動法人
あわホームホスピス研究会

所在地 徳島県小松島市中田町千代ヶ原 23 番地 4

理事長 五反田 千代 印

事業所 訪問介護ステーション 暖
所在地 徳島市勝占町中須 92-1 大松ジョリカ B101

説明者

利用者 住所

氏名 印

代理人（立会人等）
住所

氏名 印